

令和元年第3回
利根町議会定例会会議録 第6号

令和元年9月26日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長職務代理者	武谷昭子君
総務課長	飯塚良一君
企画課長	川上叔春君
財政課長	大越達也君
税務課長	赤尾津政男君
住民課長	桜井保夫君
福祉課長	大塚達治君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
環境対策課長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
都市整備課長	飯田喜紀君
会計課長	佐藤宏君
学校教育課長	青木正道君
生涯学習課長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 6 号

令和元年9月26日（木曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第47号 | 利根町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第48号 | 利根町職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第49号 | 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第50号 | 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第51号 | 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第6 | 議案第52号 | 令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第53号 | 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第54号 | 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第55号 | 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第56号 | 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第57号 | 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第58号 | 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第59号 | 平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第14 | 議案第60号 | 平成30年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第15 | 議案第61号 | 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第16 | 議案第62号 | 平成30年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第17 | 議案第63号 | 平成30年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第18 | 議案第64号 | 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |

- 日程第19 議案第65号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命について
- 日程第21 陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書
- 日程第22 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第47号
- 日程第2 議案第48号
- 日程第3 議案第49号
- 日程第4 議案第50号
- 日程第5 議案第51号
- 日程第6 議案第52号
- 日程第7 議案第53号
- 日程第8 議案第54号
- 日程第9 議案第55号
- 日程第10 議案第56号
- 日程第11 議案第57号
- 日程第12 議案第58号
- 日程第13 議案第59号
- 日程第14 議案第60号
- 日程第15 議案第61号
- 日程第16 議案第62号
- 日程第17 議案第63号
- 日程第18 議案第64号
- 日程第19 議案第65号
- 日程第20 議案第66号
- 日程第21 陳情第9号
- 日程第22 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、新井邦弘決算審査特別委員会委員長及び井原正光総務産業建設常任委

員会委員長から、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付したことを報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，議案第47号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第47号 利根町印鑑条例の一部を改正条例について質疑をいたします。

今回の条例改正、住民票、ナンバーカード等への旧氏でしたか、旧氏を併記できる。そういった住民基本台帳施行令の一部を改正する政令がこの11月5日、ちょうどこの条例と同じなんですけれども、施行されるということに伴って、いろいろ手続が改正されるというようなことでございます。その中で何点か、6点ほど一応挙げておきました。

まず、一つといたしましては、住民基本台帳法施行令改正の背景ですね。なぜこの改正がされたのか、この社会的背景というんですか、要因っていいですかね、それについてお話しいただきたいと思います。

それから2点目といたしましては、住民票、マイナンバーカード、旧氏へ併記する、それから削除すると、こういった手続についての必要書類ですね。その請求手続等についてをお伺いしたいと思います。

それから3番目といたしましては、国が一生懸命マイナンバーカード普及を進めているわけでございますけれども、当町のマイナンバーカードの普及はどのぐらいなのか。それ、普及はそれほどないと思うんですが、その周知、どのような周知をされているのか。また、その実績についてお伺いをしたいと思います。

それから4番目といたしまして、住民基本台帳システムとして全ての履歴ですね。記録、これ保存するわけなんですけれども、この保存期間ってのは何年ぐらい保存するのか。また、ここにはちょっと書いていないんですけども、例えば、窓口へ行って住民票の交付を受けますよね。そうすると、既にその交付を受けた者には旧姓の表示がもう既にされちゃっているのかどうなのか、その辺ちょっとお答えください。

それから、この磁気テープと磁気ディスク、今回テープからディスクにかえるというんですけれども、このそれぞれの特徴ですね、欠点も含めてお話しください。

それから6番目といたしまして、印鑑登録を受けることができない者がいると思うんですが、これはどういう人なのか、それについてお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

桜井住民課長。

○住民課長（桜井保夫君） それでは、井原議員の質疑についてお答えいたします。

まず、1の住民基本台帳法施行令改正の背景についてでございますが、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、いろいろな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活動推進の観点から、令和元年11月5日より施行するものでございます。

2の住民票、マイナンバーカードに旧氏を併記、削除の手續についてでございますが、現在国からの情報提供をもとに11月5日からの開始に向け、手續方法、申請書等の整備を進めているところでございます。申請方法といたしましては、戸籍謄本などの旧氏が確認できる書類を添付の上、申請書を提出していただきまして、これを審査して記載、削除していくようになります。

3番の当町のマイナンバーカードの普及の周知と実績についてでございますが、平成27年度より始まりましたマイナンバーカードの交付ですが、令和元年8月31日現在での利根町での発行枚数は2,737枚となっております。人口に占める交付割合は16.8%となっております。県内では、五霞町、日立市、つくば市に次いで4位となっております。周知につきましては、ホームページ、広報等で行っておりますが、今後もマイナンバーカードの機能追加等、国の施策を見ながら一層の啓発活動を行っていきたいと思っております。

4番の住民基本台帳システムの履歴の記録保存の期間でございますが、利根町の住民基本台帳は平成4年に電算化システムが導入され、導入以降の履歴については全て記録として残っております。なお、本年6月20日より、住民票の除票について保存期間が5年から150年に改正されました。また、住民票の旧氏の記載が、住民票に、とった場合入っているのかということですが、旧氏の記載を申請された方の住民票については載ってくるようになっております。

次に、5番の磁気テープの磁気ディスクの特徴でございますが、コンピューター用の記録メディアとして以前は磁気テープが広く使用されておりましたが、現在主流となっているものが磁気ディスクでございます。これらは現在でもテープとディスクというのはメーカーによって発売されておまして、どちらのメディアも記録容量の増加、記録速度の向上が進められているところでございます。

続きまして、6番の印鑑登録を受けることができない者でございますが、利根町印鑑条例第2条第2項において、年齢15歳未満の方と成年被後見人と規定されております。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） わかりました。それで、もう1点だけお尋ねしますが、マイナン

バーカード、既に交付されて、早目に私も受けているんですが、早く交付された、交付を受けた人、マイナンバーカードのこれ更新されますよね、更新。ですから、更新者に対しての通知というのは、一番先に、例えば2016年にマイナンバーカードを受けた人は来年5年たつでしょ。そうすると、その方への通知ってのは差し上げるんですか。

○議長（船川京子君） 桜井住民課長。

○住民課長（桜井保夫君） 今、申しわけございません、手元に資料がないのでちょっとお答えできないんですけれども。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 手元に資料がないんじゃないかと、これは更新期を迎えるのが来年、一番早い人で来年なんだから、早急にやってもらわないと、広報でも何でもね。国でも一生懸命電子化を進めているわけなんだけれども、今話聞いたら、国よりも大分利根町は普及率が進んでいるということでもいいかなというふうに思いますけれども、ぜひとも議員の方も、あるいは職員の方も、公職につかれています方が全部受けられるように、恐らく受けていないと思うので、受けられるように住民課長から勧めてください。

終わります。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第47号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第47号は可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は4名です。

通告順に質疑を許します。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例、それで130名を132名に改めるというようなことですが、利根町は人口が減少していく中で町税が約12億と人件費が約13億と、町税で人件費が賄えないような状況にあります。そこで質問をします。

主任介護支援専門員、精神保健福祉士の仕事の内容、町に職員として採用した場合の人

件費，年額，委託した場合等の費用を比較してあるのかどうか，比較してどちらが有利なように判断したのか，その辺。

それと，採用した場合の件費に国または県の補助はありますか。

それに3番目として，主任ケアマネジャーの資格のある職員は現在町に何名おりますか。

4番目として，近隣市町村の主任ケアマネジャー，精神保健福祉士の配置の状況についてはどのようになっておるか，その辺説明してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは，石井議員のご質問にお答えします。ちょっと順不動になるかもしれませんが，お許しいただきたいと思います。

地域包括支援センターの設置や人員の根拠等についてまず申し上げたいと思うんですが，地域包括支援センターは，地域の住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的に，地域において包括的支援事業を一体的に実施する役割を担う中核的機関として介護保険法によりまして設置されております。

また，職員についての基準なんですが，介護保険法施行規則によりまして，地域包括支援センターの職員についての基準及び職員の員数，人数について市町村が条例で定めるといふことの基準というものが示されてございます。そこで，利根町は，利根町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例によりまして，必要な基準が定められてございます。

一応職種と人数でございしますが，通常3職種と言われておりますが，保健師，その他これに準ずる職員として1名，それから社会福祉士，これに準ずる職員が1名，このたびの提案にもあります主任介護支援専門員，その他に，これに準ずる職員として1名と計3名の設置義務がございします。

そして，このたびの主任介護支援専門員，通常ケアマネ，主任ケアマネと呼ばれている方ですが，その仕事の内容なんですが，主任ケアマネは支援が必要な高齢者などに介護保険サービスやその他サービスを組み立ててケアプランをつくったりしまして，よりよい暮らしをサポートするケアマネジャーのまとめ役的存在になる専門職でございします。新人のケアマネジャーの指導とか育成，相談に始まりまして，介護が必要な方のケアプランを作成する際のケアマネジャーへの支援や相談，また，地域課題の発見とその解決，そして，地域発展のために尽力することが期待される職種でございまして，相談や，実際には相談とか研修会の企画，また，その場においては講師が頼まれることもあります。また，医師や訪問看護師などのいろいろな職種との連絡調整，さらには，ケアマネジャー連絡協議会の開催担当とか，あと，取手市医師会などとの在宅医療介護連携事業推進事業といったことの担当も担ってございします。

そして，近隣の状況なんですが，ほとんどというか，県内でも直営型と委託型，確かに

ございます。それで、近隣ですと、龍ヶ崎が直営型で計8名の3職種がいて、河内町も、これも直営で近隣では5名、稲敷市も直営で、直営って稲敷市は委託しています。これで10名、美浦村が直営、それから、この辺では牛久市は委託しておりますね。あと、取手市も委託、守谷が直営というような近隣の状況で、3職種以上の職員が張りついているというような状況でございます。

あと、人件費と委託料と比較ということなのですが、利根町地域包括支援センターの本年度の予算、人件費予算でございますが、当初ベースでは3職種合計で2,000万ちょっと、2,072万円となっております。結局委託となりますと、結局委託先の職員の採用年齢などで人件費相当分の額は当然変動しますので、一概に比較するといったことがちょっとできないんですが、ほかで委託している調査を例にしますと、3職種で1,500万円から2,000万ぐらいで運営されているという情報がいただいています。

そういうことで金額の比較としましては、当然町で雇っても、当然委託した場合委託先の事業所で人を採用するので、ほぼ同額の委託料を支払うということになります。しかしながら、この3職種の人件費なんですが、財源的には国38.5%、県が19.25%、負担金ですね、いただきます。法定負担金としまして12.5%の町負担金、それから第1号保険料で23%いただいて、町職員の人件費が支弁されているというような状況になっています。

仮に委託するとなりますと、繰り返しますが、委託先の3職種の委託料に負担金などがそのまま充当、委託料として外に流れます。そういうことで現在の地域包括支援センターに従事している3職種の人件費を今度一般会計で100%肩がわり、支弁するということとなりますので、町全体ではかえって人件費は増額となりますので、現在の直営型の運営形態のほうが町としましては断然有利というような状況でなっています。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の説明を聞くと、直営と委託がありますよと。だから、各隣接でも委託もあります、直営もありますって言っている中で、本当に利根町は直営が有利なんですよという形をはっきり、もっとわかりやすく説明してくださいよ。

それと、だから今言ったように補助金もあって、補助があるわけだから、補助があっから、直営の場合は補助があって、委託したら補助とか何かはないんですよ。それもあんの。だから、その辺、隣接の市町村はその辺をどのように捉えてっかだ。委託にしている市もあるわけですよ。だから、その辺をきちんとやった中でこの条例を出したと思うんだけど、本当に利根町が直営のほうが有利なんですよというやつをもっとはっきり言ってください。

それに精神のほうね、精神福祉。精神福祉のほうについても、これは主任ケアマネは本当に必要、置かなくちゃならないって決めてあるわけだから。それで、精神保健福祉士のほうについてもっと詳しくしてください。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、お答えします。

そもそも、スタート時点が直営型で利根町は始まっています。ということで、そういうことで人件費というのが町の経費で賄うということからスタートしてございますので、今となって委託するとなると、その今いる町の役場の職員の人件費というのが今度補助つかなくなっちゃいますので、委託のほうに財源が流れてしまいますので、町全体としては予算が膨らむということで断然有利というふうに申し上げてございます。

それと、精神保健福祉士のことについて先ほどちょっとお話しできませんでしたので、改めてお話ししたいと思います。

現在、福祉課の社会福祉係では、生活保護の相談手続とか、身体障害者、知的障害者に加えまして、精神に疾患のある方に対する相談とか、自立支援サービスに向けた手続などの調整業務も行っております。生活保護の申請も年々今多くなってきています。生活保護の受給者や生活困窮者の中には、精神疾患から就労できず、在宅で療養をしている者もあり、投薬管理等ができず、あと、DVやご近所のトラブルが発生が多くなってきているなど、現在は専門的知識のない一般の事務職員がその対応をしているという現状でございます。

平成28年の障害者総合自立支援法や児童福祉法の一部改正によりまして、障害者がみずからの望む地域生活を実現するための支援の充実や、ニーズの多様化にきめ細かく対応する支援の充実が規定されておりまして、特に近年はひきこもりへの対応として、80歳代の親が50歳代のひきこもりの子の面倒を見、親亡き後の対応が非常に厳しくなるケースがふえまして、現在通院中の精神障害者の方も、それを支える家族の方も年々年をとって通院が困難になったり、本人の面倒が見られなくなるかもしれないといった、いわゆる8050問題が叫ばれてきております。

町では、利根町障害者プランというものを策定しておりまして現在動いておりますが、そこにも掲げておりますが、精神障害者のさらなる支援に対応するため、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくとうたっております。窓口相談に来た人のみならず、地域からの困難事例の対応やその適切なアドバイスに向けた会議などへの参加など、専門的知識を持った精神保健福祉士などの職員が加わって精神障害者をフォローし続けるということが大変重要とされてきております。

また、平成30年度には利根町自殺対策計画が策定されまして、自殺対策のための施策の充実を図る中で、抑鬱状態とか鬱病の精神疾患ひきこもりの方に対しまして、自殺予防対策として、今後、相談支援体制の充実を図る上でも適切なアドバイスや対応が期待できる専門職が必要となってきております。

今後増加する課題に向き合っていただくこととなりますけれども、業務の性質上、時間も不規則で、対処には時間がかかり、また、対応にはデリケートな部分が多く、組織内部

のほかの部署との連携，支援の継続性も重要な要素となっていますので，委託とか短時間の職員ではふさわしくない業務内容と認識しています。そうしたことで資格を持った常勤職員の配置が必要と判断しておりますので，ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今精神保健福祉士ですか，これは絶対町に置かなくちゃなんないという形ではないと思うんですよ。ただ，本当にそんなに精保とか，いろいろな精神とかの相談に乗りますよというようなことであるんで，これについてはどうなのかなというような気もするんですけれども。それに，先ほど1回目に聞いた主任ケアマネジャーの資格のある職員ね。この町に，利根町ですよ，それいますかって聞いたんですよ。それも言っていないんで，その辺と。それで最後に，町長に，この48号のこの件ね。定数条例を改正して主任ケアマネと，それと精神の福祉士を入れるというふうなことについての町長の考え方，後で述べてください。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは，石井議員の質問にお答えします。

現在のところ，この3職種に当たる常勤職員としての主任ケアマネはおりません。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それでは，本当ならば主任ケアマネもいたんです。でも，異動しちゃうとその権利がなくなっちゃうんですね。今の保健センターに例えば移ってしまったら，もうゼロになっちゃうんです。1からやり直すしかないってことで。どうしても強制的に国からの指示で置かなきゃならない，将来は，ここ数年のうちに精神保健福祉士も必ず必要になるだろうと，そういう情報，置かなければならないという情報を得まして，それならば，今のうちに専門職という感じで入れたほうがいいんじゃないかという考え方ですね。2人ほど，2人か3人いたことは確かです。異動によって，その資格が流れたってのが結果でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に，8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原です。今，石井議員のほうからも質疑がございましたけれども，改めてこの専門員の配置情報，いわゆる保健婦，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士について通して，その保健センター，診療所，福祉課，それから保険年金課，国保を扱っているか，そこにいるかどうかわかりませんが，そういったところにどういうふう配置されてんのかお答えください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 井原議員の質疑にお答えいたします。

職員の、専門員の、専門的資格を持った職員の配置状況でございますが、医師1名を診療所、看護師2名を診療所、保健師7名を福祉センター、同じく保健師2名を福祉課、同じく保健師1名を子育て支援課、事務職員といたしましては、社会福祉士1名を福祉課、それと管理栄養士1名を保健福祉センター、図書館司書1名を図書館に配置してございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） わかりました。それで、今回、主任介護支援専門員と精神保健福祉士1名ずつを、これは福祉課に置くということなんだろうけれども、今主任介護、要するにケアマネジャーの設置については町長のほうからもちよっとお話があったので、これが欠けているということで、これは理解いたしました。精神保健福祉士ですね、この設置状況といたしますか、利根町にはまだいないんでしょうけれども、近隣ではいかがですか。ちよっとお話してください。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

精神保健福祉士の近隣の設置状況ということなんですが、うちのほうも調べさせていただきました。一応1, 2, 3, 4, 5, 6, 7団体、ちよっと調べさせていただきました。

一応まず、上から守谷市ですね。一応社会福祉課のほうで1人、それと保健センターで2人。取手市です。社会福祉課で1人で、障害福祉課で5人。龍ヶ崎です。社会福祉課で1人、あと介護福祉課で1人、健康長寿課で、包括のほうですけども1人。あと、稲敷です。社会福祉課で2名、これ障害福祉のほうで配置されているということで、たまたま社会福祉課長とお会いしまして、ことしもまた追加応募するというような情報も得ています。稲敷市では子ども家庭課1名。河内のほうでは、一般業者の福祉のほうでは配属がないと、そのかわり包括支援センターのほうで1人いると。あと美浦村が、子育て支援課のほうで1人いると。阿見町が、これは社会福祉課のほうで保健婦が資格を取得していると。うちと、前の状況と同じような状況です。そういった状況でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 各実態で、それぞれ法に準拠した中で支援活動の幅を広げているということはよく理解できるんですよ。それで、障害者等についても障害者自立から障害者総合支援ということで、病院から、要するに自宅というようなことでの、そういった事業が変わっていくことによって、そういった専門員が必要になってくるというのも、これもわかるんです。しかし、高齢者が多くなったからといって、余りにもこういった専門員を置くこと自体が、私はどうも疑問を持っているんですね。だから、利根町でこれ置くこ

とによって、果たして能力というか、専門性が発揮できるのかなというのがちょっと疑問に思っていますよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） そこで、精神保健福祉士の一応資格を持った職員ですね、今井原議員が申されたようなことにつきまして、直接的な明快な回答わかりませんが、一応社会福祉士の資格を持った方を採用するに当たりまして、うちのほうで求めている人物像というか、やってもらいたいという仕事の内容でございますが、精神障害者をお持ちの方の相談支援に特化した業務を当然中心にやっていただくこととなります。家庭内に精神疾患がいる家族からの生活保護の相談の対応のほか、ほかの課との、ほかの課、ほかの部署ですね、との連絡調整や各種の支援会議、そういった事案が発生した場合の支援会議への出席、さらには精神保健福祉士手帳の進達業務とか、自立支援の、やはり精神障害者の方の自立支援の医療の事務的なこともあわせていただく予定で考えてございます。ということで、相談業務だけではございませんのでご理解願いたいとともに、地域包括支援センターとは別に、一般対策のほうの社会福祉係での配属を希望しているものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 議案第48号について質問をいたします。

専門的資格を持った職員は2名加えるということですが、それぞれの給与と待遇を教えてください。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、峯山議員の質疑にお答えします。

それぞれの給与と待遇はというご質問ですが、主任介護支援専門員と精神保健福祉士、ともに給与及び待遇面では我々事務職員と同様でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） もし可能であれば、具体的な金額はわかりますか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それぞれ資格を取るまでの期間とかありますので、その後お勤めされたりとか、前歴換算というものがございまして、あくまで高卒、大卒でお話しますと、今高校卒業、直で入った場合ですね、14万8,600円、これが基本給になります。それと、大卒の場合は18万700円が基本給になります。これに前歴換算をしていって、これより給料は、基本給は上がるというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 精神保健福祉士に関して言えば国家資格になりますので、私たち

通常の事務職員やほかの職員たちよりも専門的な知識を有するだけでなく、本当に必要なことを、必要なときに適切なタイミングで適切なことを処置してくださる方たちだと私は思っております。その方たちが利根町でその仕事を、職務を全うするに対して、納得できる環境、そして、思う存分能力を發揮できる給与、待遇というものを検討されての内容なのかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 確かに精神保健福祉士につきましては国家資格ということになろうかと思えます。ただ、これまでも事務職員として採用してきた方々、いろいろな資格はあります。採用になってから取った資格もありますし、採用する前に取った資格もございまして。これは一律にならずというのはなかなか難しいものでございまして、今回これまでの採用してきた経緯も踏まえて、同じような扱いにしたということでございまして。

○議長（船川京子君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 議案48号について伺います。

外部委託、または外注ですか、臨時職員では対応できないか伺います。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄君の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） 先ほども申し上げてございますが、こういった職種については、主任ケアマネにつきましては、もう条例で専従かつ常勤の職員を置くということのスタンスで法律と法令とから来ていますので、それは考えてございませんし、精神保健福祉士につきましても、単なる相談業務として1人いただくというようなことは想定していませんので、通常の事務も担っていただくという観点から、臨時職員、ましてや時間外に突入する相談とかもございまして。臨時職員になると、利根町の場合、通常、時間はいろいろ設定できるんですが、お給金、非常に少ない中、そういった人の生死にかかわるようなことも、実際自殺行為の未遂とか、そういったことに接触するということになると臨時職員の性格には伴わないと判断しまして、常勤職員を採用したく願っているわけでございまして。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ありがとうございます。先ほど町長が、職員がいたと。これ職員をまた異動して、この福祉課を回すということというのはできないものなんですか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） 確かにほかにも保健師ございまして、今現在も保健師の方が来ています。今現在も、前日異動があったわけなんですけれども、それも、また一応研修は積んでいただいているという努力をしております。ただ、通常主任ケアマネを取るにも6年間ぐらいかかります。約ですけれども、毎年50何時から70時間とか、例を申し上げますと、そういった時間を研修に費やせるということで、正式に国が求めています正式な常

勤の主任ケアマネを入れるというためには相当時間がかかりますし、非常に効率が悪いというところが伴いますので、いますけれども、今後はそういうことはできればしたくないと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） この条例は令和2年4月1日施行ということなのですが、また、令和2年には新規採用の方が採用されると思うんですが、その新規採用のときにこういう項目を入れてもらって採用試験みたいなものっていうのはできないものなんですか。

○議長（船川京子君） 花嶋議員に申し上げます。もう一度質問の趣旨を明確にしてください。

○7番（花嶋美清雄君） 来年度新規採用の方がいる、役場に就職される方がいる枠、職員を採用する枠があると思うんですね。その中でそういう方を採るという、採用することはできないのか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） この条例案が通りましたら、早速募集のほうを開始いたします。その後、試験ということを経まして採用という運びになります。その採用年月日が4月1日ということでございます。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 8番井原でございます。私は議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行いたいと思います。

高齢者の人口の増加に伴い、介護予防等の重要性は私も理解をしております。その中で地域包括センターが人生100年時代にふさわしい社会を目指して、必要な介護、医療、福祉サービスを一体的に提供し、努力されていることもよく理解しています。今回、主任介護、ケアマネジャーですね。主任介護支援専門員を配置して、保健師あるいは社会福祉士それぞれの専門性を生かしながら適切に事業を実施するということに対しては、私は反対するものではありません。

ただ、精神保健福祉士を配置することに少し疑問を感じております。高齢化が加速する中で、介護予防支援サービス事業がふえたから即行政がいち早く精神保健福祉士センターを配置して地域支援事業を拡大していくという、このことにちょっと私は疑問を感じるわけでございます。

子供がよく何でも見たものをすぐ欲しがるといえるのはありますけれども、そうじゃなく

でももう少しゆっくり考えてもいいんじゃないかなと。各自治体で法律に準拠したさまざまな事業を今独自で行っています。しかし、どこまで支援事業を拡大するかということは、やはり委託を含めた中で将来の人件費、人間、これを考えた中で再考してもらえないかなと、私はそう思います。

ずうっと昔の話で申しわけないんだけど、以前、利根町で町営保育所、幼稚園等の問題が上がりました。そのとき、私、職員でございましたけれども、私は将来の職員の人件費等から反対して、議員の皆さん方に理解してもらった経緯がございます。今回この人口が増加するのも、あと30年、40年たつと恐らくそれが減少傾向になるんで、果たしてそこまでずうっとこういう、町でこの事業を拡大していったほうがいいのか、あるいは民間に外部発注していったほうがいいのか、その辺を私は再考していただきたいなというふうに思います。

それで、この精神保健福祉士というのは精神障害専門員なんですよね。ですから、この専門員を雇わなくても私はいんじゃないかなと。この精神障害専門員、これは精神障害者社会福祉施設等でよく活躍しておりますね。それから病院、あるいは保健所、それから、今言いました市を中心として活躍しておられると、そういう専門職だと思います。今、町で考えている総合的相談体制の確立を目指すために、この精神障害者専門員を入れるんだ、採用するんだということなんですけれども、この総合的相談体制の確立を目指すのであれば、社会福祉士で私は十分だというふうに思っております。ですから、この精神保健福祉士の配置っていいですかね、採用については、私は反対をするものであります。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

4番大越勇一議員

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

高齢化が進む中、8050問題など、精神保健福祉士が、専門職が必要であると思いますので、この議案に対しては私は賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） それでは、反対討論をいたします。

主任ケアマネジャー、これは置かなければならないというような決まりがありますんで、これについては私は理解しております。これは、そのような形で採用できればなというふうに思っております。ただ、精神保健福祉士においては、これは置かなければならないとは言っておりませんので、再度考えていただいて、もっとよく、委託に出したらいいのかとか、その辺をよく考えて、ただ精神だけじゃなくて事務もやらせますよというような、

先ほどそのような説明もあったんですけども、これはもう一度再考、精神保健福祉士においてはもう一度再考を願っていただきたいなと思って反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

〔1 番峯山典明君登壇〕

○1 番（峯山典明君） 私は、議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私自身、過去に障害を持つ人々を支援する施設、そしてリハビリセンター、医療の現場で働いてきました。そのときに感じたことは、本当に体が不自由で支援を求める人たちに対しては専門的知識が必要であること、そして、もし万が一何か起きたときに、一般の職員ではうろたえてしまい対処することはできません。それだけ専門的知識を持った専門家という人たちの価値は高いです。

利根町は今後高齢化がより進み、または高齢だけでなく違った形で障害を持つ方たちもふえていくはずです。そのときになって、やはり専門家が必要だったと言っても手おくれです。だからこそ、今から専門的知識を持つ、利根町にサポートを求める人たちのために働ける専門家を利根町は今のうちに採用して、今後訪れるであろう万が一のために備えることは必要だと思ひ、私は討論させていただきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2 番山崎誠一郎議員。

〔2 番山崎誠一郎君登壇〕

○2 番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。私は原案に賛成をいたします。

社会福祉士の採用ですが、今日本全国で約3万人の自殺者が出ていると、学校でも先生方のいろいろな問題があつて全国で約6,000人の教職の方が自宅に待機というか、学校に出てこられないと、いろいろな問題が起きています。そういった問題に対して、早目に手を打っておくということが非常に重要だと思っております。人の命と災害は一緒には比べることはできないかもしれませんが、この先日の台風、手を打っておくということがどれだけその問題を小さくおさめられるのかということで、災害と比べてもあれですが、人の命がかかっている問題だと思ひます。最善の手を打って、それに備えておくということが行政の一番のやるべきことだと思ひしておりますので、私は賛成という立場でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

3 番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 私は、反対する立場から討論させていただきます。

この条例案の改正については、職員の定数を増員するという改正案です。今お話の中にあつたようないろいろな資格者、これの必要性は私も十分理解しております。しかし、先ほども質問の中にありましたけれども、利根町は徴税よりも人件費のほうが高いという現実があります。そういう中で職員の定数をふやすということについては反対いたします。それは130人の定員の中で、そういう資格者を賄っていくということが当然のことだと、行政がやる工夫だと、そういうふうを考えておりますので、この改正案には反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第48号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案について可決されました。

暫時休憩とします。

再開を11時15分とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第49号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第49号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

せんだつても台風15号で当町においても被害があり、まだ千葉県なんかでは相当な被害が発生しております。そういうことで、いつこういう条例によってお金を借りることになる側になるかもわからないのでお聞きしておきたいんですけども、償還免除ってのは、これは本人が死亡したとか、そういうときだと思ふんですけども、この償還の猶予、こ

れはどういうときに猶予が適用されるのか、それについて教えていただきたいというふう
に思います。

○議長（船川京子君） 井原正光君議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

せんだって補足説明でも一応申し上げましたところで、改正法第13条の償還金の支払い
猶予という点で、その支払い猶予に関しまして説明した内容でございますが、やむを得な
い事情とか、そういうことについてだと思っておりますが、災害、その他政令で定めるやむを
得ない理由の中で、その他政令で定めるやむを得ない理由とは何かということで、その内
容ですが、盗難とか疾病ですね、疾病、それから負傷、また、そこではまたその他が出て
きまして、その他市町村がやむを得ない事情があるというときとされておりまして、その他
やむを得ないと認める事情とはなんですか、これは解説を見させていただきましたが、市
町村の判断ということになります。借受人が生活保護に陥ってしまったとか、あと、行
方不明になってしまったときが市町村がやむを得ないと認める事情に値するというような
解説が出ております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いいです。わかったような、わかんないような、後で何かで、書
類でもって見させてください。終わります。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第49号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を
採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案について可決され
ました。

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第50号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。通告順に質疑を許します。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第50号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例，提案理由で，放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され，放課後児童支援員認定資格研修を実施できるものとして指定都市の長が追加された。町においても放課後児童支援員の資格要件を改めたいというようなことで，どのようにこの資格要件が変わったのか，詳細に説明してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは，石井議員のご質問にお答えいたします。

どのように資格要件が変わるのか，詳細な説明をというご質問でございますが，放課後児童支援員は，保育士の資格を有する者など，基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって，これまでは都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないこととされてきました。この認定資格研修については，各都道府県の年次計画によりまして各市町村に受け入れ人数の割り当てが毎年あり，希望者全員が一斉に研修を受けられないため，順番に研修を受けて資格取得をしておりました。全国的にもこのような状況であるため，国が地方提案を受けまして，指定都市，いわゆる政令指定都市の長も研修を実施することができるよう国の基準の一部を改正し，放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令，平成31年厚生労働省令第50号が平成31年3月29日に公布され，同年4月1日から施行されました。

基準省令の規定上，指定都市の長が行う研修を修了した場合の放課後児童支援員の認定資格の効果は全国に及ぶものであるため，支援員として指定都市以外で勤務する場合は，その当該市町村の基準条例についても基準省令と同様の改正を行っておく必要があります。利根町におきましても，指定都市で支援員の資格を得た方を雇用する可能性もございますので，今回一部を改正する条例を提案させていただいたものです。

以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今，保健員というのかな，その資格，放課後児童支援員の資格のある，今持っている利根町の人数は何名ぐらいいるんですか。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 今手元に資料がないのですが，18名中14名程度は資格を取得していると思われれます。今年も2名資格を取得する予定でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に，8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原です。私も議案第50号に対して質疑をいたします。

今，石井議員のほうから資格要件を改める必要性についてはお伺いをいたしました。そ

の中で、この条例の公布の、この条例はこの日から施行すると言っていますが、改正省令が施行されたのはいつですかということについても、今、課長が改正省令は平成31年4月1日から施行していますよと、このように言っています。今回我々に出したのがきょう、この公布の日からということになる。これ、おくれた理由は何なんですか。

○議長（船川京子君） 井原正光君議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

ことし4月1日から省令が施行されたということで、そのため、今年度から指定都市の長が行う研修が実施できることとなっております。省令の施行日にさかのぼって適用しても法的な意義は認められないこと、及び現在利根町では政令都市で研修を修了した支援員は雇用しておりませんので、遡及適用の必要もございませんので公布の日から施行するとしております。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、議案第50号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第50号は原案について可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について質疑をいたします。

まず、細かい話なんですけれども、この消費税及び地方消費税の税率の引き上げというこの文言、それともう一つは消費税率及び消費税率引き上げって、この二つの文言、これどのように違うのか。例えば、議案第51号の条例にある文言と提案するその文言も、おの

ずと違っていますね。何で、どういう意味があるのかよくわからないので説明ください。

それからもう一つは、2番目は、消費税率を使用料等へ転嫁する考え方、これは国の考え方っていうのがあると思うんですけども、これ上位法に基づいてやっているわけですから、その辺をお話してください。

三つ目、利根町下水道条例第17条第2号に該当する水を使用した場合、これは井戸水使用の場合なんですけれども、この料金についてはどのようにするのか。

四つ目、地方消費税は県税として県の収入となりますけれども、町に交付される利率です。国と地方がまず分けられて、それで今度はその地方の、県に移った分からまた市町村にまた分けられる。この利率は何%なのか、それをお話してください。

それから5番目については、また2回目にお聞きします。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

この条例は各課にまたがるものでございますので、法制のほうを担当しております総務課のほうで一つの条例にまとめたということでございます。その中で、消費税及び消費税の税率の引き上げと、消費税率及び地方消費税率引き上げの文言の違いについてご説明いたします。

まず、消費税率及び消費税率引き上げは条例の名称でございます。これに対しまして、消費税及び地方消費税の税率の引き上げという表現は、提案理由における説明文でございますので、意味的には同じものという解釈で結構かなと思います。提案理由の中の説明文ですので、必ずしも一致するものではないということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 2番目の消費税等を使用料等へ転嫁する考え方についてのご質問ですが、消費税法第4条に地方公共団体が行った資産の譲渡等についても消費税が課されるとありますことから、使用料に消費税を課税しております。

次に、3番目の利根町下水道条例第17条第2号に規定する水を使用した場合ということですが、こちらに関しましては井戸水を使用している世帯のことをいいます。今回の改正は汚水量1立方メートルの使用料の改正でありまして、井戸水を使用している世帯の使用料は利根町下水道条例施行規則第11条の2で、世帯員1人につき1カ月6立方メートルをもって汚水排水量と見なすとうたっていますので、井戸水世帯は6立米と考えて計算しております。

次に、4番目ですが、地方消費税は県税として県の収入となるが、町に交付される率とはのご質問ですが、地方消費税率は2.2%で軽減税率時は1.76%です。この税率の2分の1を引き上げ分と従来分に分け、引き上げ分では茨城県内の人口で案分して率を決定し、従

来分では従業者数で案分して率を決定されるため、町に交付される率は決まっております。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今の2番目の消費税を使用料等へ転嫁するその基本的な考え方、何か余りよく説明なかったんですが、これをまずよく説明してください。私はこういうふうに理解しているんですけども、町が事業者として対価を得たお金、資産の譲渡あるいは貸し付け等ですね。それから、役務の提供について課税の対象となるから、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するんだよって、そういう何か基本のやつがあったように思うんですが、これで間違いないと思うんですね。これはこれでいいです。

それに基づいて、今1番目の消費税及び、これは議案と提案の違いだと言っていただけども、これは考え方としてそれではおかしいよね。普通消費税って言った場合は、国税と地方税に分かれると思うんですよ。消費税つつた場合には国税と地方税に分かれる。ですから、及び地方税つうとこれダブっちゃっている、そこでもう既に。だから、こういうことでちょっと注意していただければなど、わざわざあら拾っているわけじゃねえんだけれども、やはり行政だから、ある程度正しく文言は言わないとおかしいんじゃないかということでちょっと注意しました。

さて、5番目のこの条例以外の課税対象について、いろいろ、これ条例あります。多目的ホールからコミュニティセンター、いろいろありますが、ただ、載っていないのがあるんです。例えば農村集落センター条例、これはどうすんの。消費税やらないの。どうするんですか。条例は改正しないの。これがまず一つおかしいなど。それからもう一つは、いっぱいあんだけれども、例えば、あとは旧利根中学校と布川小学校とウェルネスに貸していただけども、この辺の貸付料の引き上げっちゃうか、それはどうすんのかな。いろいろあんですよ、こういうの考えるといっぱい。ですから、それを町としては今後どういうふうに対応すんのかなと、その辺が聞きたいんですよ。

まだまだいっぱいあります。皆さんも考えていただければあるんですよ。例えば、つままないなど話すかもわかりませんが、皆さんが駐車場を使っているよね。あれなんかも使用料なんかどうすんだらう。あれ役務の提供をやっているんですね。ですから当然あれに対しても課税の対象になんじゃないか、そういうことですよ。そういうことについてどうなんのかなと、それをお聞きしたいんです。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今回の消費税率等の引き上げに伴う使用料等の改正におきましては、各課から条例改正の提出のあったものを一つの条例に総務部のほうでまとめまして提出させていただきました。

この条例以外でも課税対象となる使用料は、井原議員ご指摘のとおり実際にはございま

す。ただ、各施設それぞれの事情であるとか、住民の負担等も考慮して改正しなかったものと解釈しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） だから、例えば大きな、利根中のあれなんかどういうふうにするのかな。今ここでやらないと、例えば農村集落センター等の改正なんかも含めて。それとも議会延期してやりますか、それとも9月30日ごろ臨時会開いてやりますか。これ臨時会開かないとできないと思うんですよ、もう。でなかったら、きょう最終日ですから、今から、まだ時間がありますから追加してやるとか。その辺をちょっとお聞きしたいんだ。なぜ、これ抜けたのかについては、それはいろいろあるでしょうけれども、指定管理でもってやっていないから抜けちゃったとか何とかって、それは理由はあるだろうけれども、そうじゃなくて、もともと消費税はかけなきゃなんないわけだから、引き上げなきゃなんないわけだから、税率を掛けて料金にプラスしなきゃなんないわけだから、なぜそれを、これ抜けちゃったのかなど。いろいろなものがいっぱいあるんですよ、考えると。だから、これについてやはり明確に、どういうふうに対処するのかそれをお聞きしたいんです。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

質問の中に出てきましたウェルネス大学の賃借料につきましては、ちょっと今契約書のほうが手元にございませんで、後ほど確認してから答弁させていただきたいと思います。

役場のイベントホールと多目的ホールにつきましては、別途消費税及び地方消費税相当額を加算するものとするということで、金額のほう明示してございませんで、今回条例の改正としては提出してございませんで。職員の駐車場なんですけれども、月600円ですか、今いただいているんですけれども、当初からの消費税のほうはちょっと考えておりませんで、今回は一応上げる予定はございませんで。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明です。議案第51号について質問いたします。

まず一つ目、値上げが、文化活動、スポーツ活動にどのような影響を与えると思うか。

二つ目、料金が町内者と町外者に分かれているものについて、町内者の使用料は据え置きにし、町外者のみ値上げすることを検討されたかどうか。

最後、三つ目に、値上げに関する説明会は、いつ、どこで、何回開催されたのかどうかを伺います。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。値上げが文化活動、スポーツ活動にどのような影響を与えるかということでございますが、生涯学習課所管の施設の使用料についてでございますが、今回につきましては、消費税率及び地方消費税の2%の値上げでございますので、文化活動、スポーツ活動等に影響はないということで考えております。

続きまして、2点目でございます。こちらのほうの料金が町内者と町外者に分かれているものについて、町内者の使用料については据え置き、また、町外者のみに値上げするというところで検討したかどうかというお話なんですけれども、同じく生涯学習課施設の使用料につきましては、あくまでも今回消費税率と地方消費税ということで2%の値上げということでございますので、町外者のみの値上げとか、そういう形のものとは検討しておりません。

続きまして、3点目でございますが、値上げに関する説明会は、いつ、どこで、何回開催したかということでございます。こちらのほうにつきましても、説明会につきましては現在考えて、説明会に関しましては開催はしておりません。今後、利用者の方に対しまして料金の変更の周知とか、そういう形のものについてはホームページまたは館内のほうに提示して周知をしていきたいという形で考えておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 2%消費税分の値上げということなので、特に影響はないということではありますが、今後もし消費税率が10%からさらに12%、14%、20%もし値上がりしていく場合、もしそれが2%、2%、2%だったとしても、数年後には今年度よりも相当な金額に値上がりすると思います。既に消費税がなかったときと比較すると、今相当な値上げになっていると思います。今現在で言うとたったの2%かもしれませんが、やはり利用される方にとっては金額が実際消費税分上乘せされたことと同じ値上げになりますので、そこについて利用者側としてどのような思いを抱かれたかどうか、そこまで考えたかどうか、ちょっと伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、峯山議員の質問にお答えします。

まず、消費税の関係なんですけれども、こちらのほうは、やはり国のほうで決めていただいたような形の消費税になっていますので、2%につきましては、先ほど井原議員のほうのご質問にもありました消費税法ですか、こちらのほうの第4項の1項において、日本国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸し付け、役務の提供につきましては課税の対象となるということを観点にして、今回課税をしておるようなところであります。

また、今後、消費税率が上がったときはどうするかという話でございますが、そちらのほうにつきましては、また、その都度、時代の物価の状況とか使用料金の金額等も含めて

全体で考えていかななくてはならないのかなということを感じているような状況でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 値上げに関する説明会についてですけれども、やはり利用される方の立場になって考えていただきたいと思いますので、もし今後、また違う形で値上げ、消費税分の引き上げだとしても、金額が変わるような際は、実際にその施設を利用されている方たちのところ、実際に利用している最中ですね、伺って、値上げに関して、引き上げに関してどう思いますかというようなヒアリングを行ったりすることは今後検討されるかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） そちらのほうにつきましては、今後検討させていただきたいという形で考えています。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 今回の消費税率及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例、今いろいろお聞きしましたけれども、根本的な消費税等を使用料等へ転嫁する、その大もとの考え方がもう行政側としてよく調査していないと。要するに、資産の譲渡の、資産の貸し付け等ですね、これ大事なことで、これが抜けていて、手元に資料がないからわかりませんだけでは到底質疑にならない。

そういうことで、この議案第51号には反対せざるを得ないと、そういうことです。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1番峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明です。私は議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例について反対の立場で述べさせていただきます。

今回、消費税率引き上げに伴いまして、実質使用料金が値上げするものが幾つかございます。利根町は、常にスポーツ活動、文化活動を支援するとおっしゃっています。そのような立場をとっています。ですから、やはりスポーツ、文化活動、それらを誰でも、いつ

でも、どのような環境であっても使いやすい、そのような町であってほしいと願っています。それが消費税率増税に伴う引き上げだったとしても、利根町には頑張ってもらいたいと思います。利根町が過疎化指定され、高齢化率40%を超え、今後、地域活性化するにはやはり町に住んでいる人たちのスポーツ活動、文化活動がより重要になってくると思います。多くの方が町に出てスポーツをする、文化活動をする、それらを行うことで町は元気になっていきますし、毎日のやりがい、生きがいというものも重要です。

今回2%、しかし、されど2%です。10円しか値上がりしないところもあります。しかし、その10円、今後も、どんどん、どんどん10円ずつ値上がりしていけば金額も多くなります。よって、今回2%引き上げだったとしても、これを認めてしまえば今後も同じような形で、もっともっと金額が引き上げられていってしまって、町の皆さんが活動しにくい状況になってしまう可能性があるということから、今回、私は反対の立場で述べさせていただきました。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 議案第51号について反対討論をいたします。

先ほど説明を聞いていますと、各課から提出のあったものを取りまとめたとして、それで全部消費税を2%上げたんだというようなことであれば問題ないんですけども、ただ、一部のものだけが消費税上げないんだというようなことは、私は通らないと思うんですよ。そういうことで、これは消費税を課税しないという大きな問題ですから、そのようなことで反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第51号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案について可決されました。

暫時休憩とします。

再開を13時30分といたします。

午前 1 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、花嶋子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許します。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 先ほど議案第50号で、石井議員のご質問の中で現在の支援員の人数ということでご質問がありましたが、正しい数字を確認いたしましたのでご報告いたします。

現在の支援員は12人です。支援員と補助員を足して全体で18人、そして、ことし認定資格研修を受ける人数が2人ということでございます。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第52号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は5名です。

通告順に質疑を許します。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） 議案第52号 利根町一般会計補正予算（第3号）について詳しくお聞かせください。

款14国庫出資金、これはプレミアム商品券についてでございますが、この内容についてお願いしたいと思うんですが、先日受けたのは、まず第一に低所得者の方っていうことで受けましたので、その人数は何人いるのか。

それから、子育て世帯数、これもそのようにお聞きしましたが、この子育て数は何世帯いるのか。

それと、今までの商品券、プレミアム商品券は利根町の商工会のほうで販売いたしました限定されておりました。買えるところは商工会の加盟店に限るって、そういうことでしたのが、今回はそれじゃ限らなくて、どこでも使えるというようなお話がありましたので詳しくお知らせください。

以上です。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 若泉議員の質問にお答えします。

まず最初に、低所得者の人数というご質問ですが、対象者は2,313名でございます。

続きまして、子育て世帯の世帯数というご質問ですが、対象世帯は139世帯。

続きまして、商品券を使用できる店はということで、町内で68店舗でございます。これは、商品券を使用できるお店についての案内については、申請書を送付時、あと、引換券を送付時に対象者に送付しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 令和元年利根町一般会計補正予算（第3号）について質疑いたします。

ページ、18ページ、3民生費、節3の時間外手当、その中で、子ども・子育て支援事業で時間外勤務手当181万2,000円の増額についてご説明ください。

それに、ページ、19ページの款4衛生費、7の賃金、これは保健衛生事務費の中での賃金で、保健婦賃金80万9,000円の増額について説明してください。

ページ、23ページ、款7土木費、13番の委託料、道路橋梁関係共通費で、委託料で弁護士への委託についてご説明ください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

18ページの職員手当と子ども・子育て支援事業で時間外勤務手当として181万2,000円の増額についての説明ということですが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、内閣総理大臣より令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金の国庫補助について6月17日付で通知があり、令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱により、幼児教育・保育の無償化実施のために必要となる経費のうち、補助対象経費となる時間外勤務手当に対し、国庫より全額、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金として交付されることに伴いまして、一般財源と区別するため、子ども・子育て支援事業として増額補正するものです。

なお、当初一般財源で予定しておりました幼児教育・保育の無償化に伴う時間外の計上分は、今後、減額補正する予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、石井議員の質疑にお答えさせていただきます。

一般会計補正予算、ページ、19ページにございます。保健衛生事務費の中で、保健師の賃金として80万9,000円を増額する、このことについての質疑でございますが、これにつきましては、職員である保健師が出産し、平成30年11月24日から令和元年9月28日まで育児休業をとる予定でございましたが、子供の保育園入所が決まらず、育児休業を令和2年3月

31日まで延長することになりました。これに伴い、職員の育児休業中の代替として雇用している臨時職員の保健師賃金80万9,000円を増額するものです。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、石井議員の質疑についてご説明いたします。

弁護士委託の内容でございますが、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部における町道104号線の建物収去等土地明け渡し訴訟の提起に係る弁護士委託費用として、今回11万円の委託料増額補正をお願いするものでございます。裁判所における担当弁護士の口頭弁論費用1回当たり2万円が5回と、それに係る税の計上でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、土木費で弁護士の委託について今説明があったんですけども、104号線というのは場所がどこなんだか、その辺。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 一般質問で石井議員から話があったところでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑いたします。

まず、ページは5ページですね。5ページの債務負担行為補正についてなんですけれども、福祉バス賃借料、11人乗りということで、このバスは、私が勘違いしてたらあれなんですけど、ごめんなさい、平成30年度に町長の給与をカットして、そのカット代をリース代として借りていたバスを今度債務負担行為として上げると、そういうことかと思うんですが、その中で、特に令和元年から賃借料として債務負担行為をすることについて、町長がみずから給与をカットしてやったということで、本来であれば任期中はこのままずっと続けていただければ一番よかったんですけども、今回こういう形でもって令和元年から令和6年度までということで大変長い期間今度は一般財源のほうで、これは要するに借金ですからね。そういう形でやるこの理由について、もう少し、この期間をせめて自分の任期期間ぐらいまでにしておいたほうがよかったんじゃないかなと、そういう考えがあるんですがいかがでしょうか。

それから、地方債補正について、臨時対策債、当該年度の財源内訳ですね。これは一般会計の当初の中で今回財源が充てられていると思うんですけども、それ、どの辺に主に充てられるのか、それをちょっと教えていただきたい。それからまた、借入残高についてもお願いしたいと思います。

次に、歳入について、9ページなんですけれども、今回地方交付税として、9ページ、地方交付税として2億5,238万3,000円が補正されて普通会計や普通交付税が18億3,138万

3,000円で決まったよというような、この前お話がありました。当初予算を見ると、特別交付税は3,000万円ですか、計上されているんですが、今後この特別交付税の額についてどのくらい見込んでいるのか、それをお聞きしたいと思います。

次に、地方創生推進交付金財源充当事業について336万5,000円ですか、これの事業内容です、どこにどういう形でもって充当したのか、しているのか。この補正の中からは、ただ企画費の財源を一般財源と、一般財源じゃないか。やっぱりそうですね。一般財源と振りかえたというふうになってんですけれども、この企画費の中のどの部分にこの財源を充当したのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、消費税引き上げに伴う交付金、今これ低所得者数、子育て世代数をお聞きしましたので、それは結構です。

その次に、社会保障番号制システム整備費補助金の財源についての充当ですね、充当事業、これについてお聞きしたいと思います。

それから、歳出、17ページ、福祉バスの賃借料9万2,000円とあるんですが、この福祉バスは今言った債務負担行為とどういう関係があるのか、ないのか、この辺についても詳しく説明ください。福祉バスはたしか3台と言っていましたんですが、当初予算のほうの、当初予算ではないんですけれども、既に2台分は債務負担行為でもってなされていると、今回1台が債務負担行為なされる、それでまた、福祉バスが賃借料として9万2,000円が計上されている、この関連性ですね、ちょっとわからないので、これをご説明いただきたいと思います。

それから、幼児教育の無償化に関するこの例規整備の情報提供業務委託49万5,000円とあるんですが、この委託先と、その情報とは何をいうのかですね、それをお聞きしたいと思います。

それから、地域子育て支援事業の20万1,000円ですか、これについてもお尋ねしたいと思います。

保健師賃金については今お聞きしましたので結構です。

それから、22番、これも先ほど若泉議員のほうでお聞きしたので結構です。

以上、お願いします。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の質疑に対してお答えいたします。

2問続けてお答えしてもよろしいでしょうか、順番、福祉バスに関係する二つの質問を。

○8番（井原正光君） 関連していれば。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） ありがとうございます。

一般会計補正予算債務負担行為賃借料、14人乗り福祉バスリース代として町長給与カット分を財源充当、令和元年度からは賃借料として債務負担行為することについてをお答え

いたします。

現在、保健福祉センターで運行している福祉バスは、2台の車両で運行しております。平成30年度に福祉バスを1台増車するに当たり、町長の給与を減額した分を原資として5年間リースしている車両は、内回りコースを運行している10人乗りの車両でございます。今回、補正予算に計上したものは、平成27年3月から5年間の債務負担を設定し、リースしている14人乗りの車両に係るものでございます。リース契約期間が令和2年3月10日までとなっております。したがって、新たに5年間の債務負担を設定し、賃貸借契約を締結する必要があるため承認を求めるものでございます。

それに付随しまして、補正予算に上げてございます福祉バス賃借料9万2,000円についてでございますが、外回りコースを運行している14人乗りのバスは、先ほども申し上げましたが、平成27年3月から5年間の債務負担を設定し、賃貸借契約をしております。こちらの契約期間が令和2年3月10日までとなっております。したがって、年度内に令和2年3月分の賃貸借料が発生いたしますので、増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

臨時財政対策債と当該年度の財源内訳というご質疑でございますが、臨時財政対策債は今回の補正で54万9,000円を増額しまして総額で5億5,714万9,000円となります。当初予算の構成比は10.1%だったんですが、今回の補正後は9.8%となります。

また、臨財債につきましては一般財源となりますので、自由に使えるお金ということになります。

通知のほうには借入残高という文章が入っているんですけども、そちらも説明したほうがよろしいですか。

地方債全ての残額につきましては、平成30年度末で47億2,188万4,000円でございます。うち、臨時財政対策債の残高につきましては28億3,281万4,000円でございます。

続きまして、特別交付税の見込みということでございますが、今回、補正予算のほうには計上してございませんが、当初予算では3,000万円ということで予算の計上をしております。通常、地方交付税の94%が普通交付税で残りの6%が特別交付税ということになるんですが、自然災害等の発生に対応する税源として特別交付税を充てることとなります。このたびの台風15号ですか、で被害を受けた千葉県の方々にはこの特別交付税を充てると、ニュース等でもやっておりますので、通常6%からは4%程度に下がる見込みではないかと思われまして。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、(4)番の地方創生推進交付金の財源充当事業で

ございますが、歳出で、補正予算書、13ページにございます。今ご質問の中にありましたけれども、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費で、補正額の財源内訳に記載のとおり一般財源を336万5,000円を減額し、国県支出金で同額を増額補正しております。

ご質疑でありました税源充当事業でございますが、三つございます。まず一つはシティープロモーション事業、ここに充当額128万円、二つ目が駅からハイキング開催事業、充当額が7万8,000円、三つ目が健康増進施設調査事業に充当額200万7,000円、以上3事業に合計336万5,000円を充当するものでございます。

続きまして、(6)の社会保障税番号システム整備費補助金の財源充当でございますが、今回239万1,000円の財源充当の内訳でございますけれども、これも同じく歳出で、補正予算書、13ページの款2総務費、項1総務管理費、目9行政事務改善費で、補正額の財源内訳に記載のとおり一般財源を239万1,000円減額し、国県支出金で同額を増額補正しております。ご質疑のありました充当事業でございますが、電子自治体推進事業に239万1,000円を充当しているものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員のご質疑にお答えいたします。

18ページ、幼児教育の無償化に関する例規整備、情報提供業務委託49万5,000円の委託先と情報とはとのご質問でございますが、委託先につきましては、町の例規を整備するため法令や例規の改正、整備等に精通しており、これまでも実績のある民間業者に業務委託する予定でございます。

また、情報提供の情報とは、令和元年10月から始まる幼児教育の無償化に伴う利根町例規の整備を行うに当たりまして、制度内容、法定事項に関する情報として、幼児教育の無償化制度について法令に基づいた説明や法律、政令、布令に分かれて規定されている手続の全体像、法定事項、利根町独自の裁量事項についての検討、さらに、例規整備に関する情報として例規整備の方針、想定される例規整備の義務的整備事項や、その整備事項として掲げたものに関する整備の一例を示すことや、他市町村の例規整備例などの情報も得ながら町の例規を整備したいため計上させていただきました。

また、この経費に関しましては、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するためとして、国庫より全額、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金として交付されます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、まず福祉バスについてお答えがございました。令和2年までって言いましたか。債務負担がされているというお話でしたよね、平成25年から。違ったっけか。平成27年か、平成27年から令和2年までというようなことでお話がございました。それは、令和2年ですから来年までだよ。それは既に債務負担行為で翌年度以降にわか

る前年度末までの支出額等によっているわけなんだけれども、どれだかわからないんだ、これ。ここに2台分載っているんだよね。それで、今回は3台分なんだ。そうでしょ、ここに。つまり福祉バスとして平成26年から平成31年度まで、違うか。そうだね。平成31年度の見込み99万4,000円、それから福祉バスの10人乗りについては平成35年までということになっていますよね。これ2台でしょ。今回この補正でもって上がっているのが3台目ということに、そういうふうな考えじゃないんですか。その辺が、今ちょっと待ってください、まだずうっと続くんで、ごめんね、その辺をもう一度説明してください。いまいち、ちょっと、待ってください、質問がそこで過ぎちゃうと次の質疑ができなくなっちゃうんですよ。それが一つです。

それから、福祉バスがあって、いろいろあるんでね、もう一つ税番号制について聞いておきたいんだけど、税番号制。これは、今回のいろいろ出ています戸籍でもってやっている氏、氏名、要するにマイナンバー制との絡みもあるんじゃないですか、これ、要するに。マイナンバー、その絡みとの連動しているように私は理解しているんですよ。ですから、その辺をもうちょっとご説明いただけないかなというふうに思っています。私の勉強不足かどうかはわかりませんが、ひとつその説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 井原議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまいただきました内容なんですけど、平成31年度利根町一般会計予算書のページ、201ページにございます。債務負担行為が全部載っている201ページの下から1、2、3、三つ目、四つ目のことをおっしゃっているかと思ひます。それでよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、今2台で運行しているバスの債務負担行為で、今議員がおっしゃいました3台目の分として債務負担行為という意味ではなくって、下から1、2、3、四つ目にございます14人乗りのバスが契約期間が切れるので、それを更新するために再度債務負担を設定するものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 社会保障税番号システム整備費補助金の件なんですけれども、ここに、先ほど言いました電子自治体推進事業に全額を充当してというお話をしたんですが、その事業の中に中間サーバープラットホーム利用負担金というのがございます。そこに町で出す分と、それから国からもらえる分を出して負担金として支払うわけなんですけど、その国からもらう分が、今回239万1,000円をもらって、町のお金と合わせて中間サーバープラットホーム利用負担金として支払っているわけなんです。

ここの支払先なんですけれども、これが地方公共団体情報システム機構というところが

ございまして、そこが行っています中間サーバー、要は情報連携するためのサーバーを管理運営している機構でございます。その新しいシステムを更新するために全国の市町村から負担金を取って行っているというものでございまして、この地方公共団体情報システム機構というのは、今、井原議員おっしゃったとおりマイナンバー関連の業務、それとあと、行政間で行う情報連携の業務、そういった業務の運営を支援している機構でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 先ほどの井原議員の質疑に対し、花嶋子育て支援課長より答弁漏れがあったとのこと、発言を求められておりますのでこれを許します。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 失礼しました。先ほど歳出の18ページの質疑の中で、地域子育て支援拠点事業20万1,000円の補正についてのご説明が抜けておりました。申しわけございません。

こちらは、国の子ども・子育て支援交付金の補助基準額が引き上げられたことによる増額分です。

現在、地域子育て支援拠点事業は、とね子育て支援センターとして文間保育園に委託しており、利根町在住の未就園児とその保護者の方を対象に支援を行っております。子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、親子の交流や親同士の交流、触れ合い体験の場を提供することや、担当保育士に子育てについての不安や悩みを相談することによって、子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちを支援することを目的としております。

この事業の実施に対する経費を国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に準じ、補助金として交付していますが、改正前基準額795万1,000円が815万2,000円となり、20万1,000円が引き上げられたため、増額補正を計上したものでございます。

なお、ただいまご説明させていただきました歳出補正に対しまして、歳入で、9ページ及び10ページに、子ども・子育て支援交付金として、国庫負担分、県負担分、それぞれ補助率3分の1の6万7,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） いろいろ細かいことをご説明いただきましてありがとうございます。それで、利根町には認可外施設ってのはなかったんですっけか。ちょっと忘れちゃった。忘れてんで、ちょっとその辺だけの答弁と、もう一つ、町の子育て支援事業の中で、今度、第2子、第3子じゃなくて第1子から見直しをというふうな。何だっけな、これ、広報だっけか。何に載っていたんだっけ、何かありましたよね、今度は第1子から見直すんだよと。今まで第1子っっちゃうのはなかった。第2子が50万、第3子が100万か、い

うことでもってやっていたんだけど、第1子が何か、今度第1子からそれを見直しましょうということ、町は子育て支援を行うよというような話なんです、これの申請についてちょっと何かおかしいなと思って、私、見ていたのは、この申請が3月31日までの申請で4月1日は受け付けないと、こうなっているんですね。これ、おかしいんじゃないですか。3月31日12時までに生まれた人は4月1日以降に受け付けなきゃ、申請しなきゃもらえないじゃないですか。この文言がどうも気になって、これを見た人はどう思うんだろうかと。4月1日以降は受け付けないと書いてあるんですね。町のホームページかな、なんかにあったね。これはどういうふうに解釈すればいいんだろう、その点、最後にお聞きして終わります。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 初めの認可外保育所ですか、は利根町にはございません。

それから、第1子からの支援、手当についてなんですけれども、そちらは今年度検討中ということで、まだ決まっておられません。

応援手当の申請についてなんです、3月の議会で決定しましたとおり、3月31日申請分までの受け付けとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明です。議案第52号の債務負担行為補正について伺います。

福祉バス賃借料14人乗りとありますが、更新するに当たってバスのダウンサイジングの必要性について議論されたかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 峯山議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今回、債務負担を設定しております14人乗りの福祉バスでございますが、実際、外回りコース、長い距離を運行している、そして、バス停の数も内回りよりも多いコース設定でございます。実際、乗車人数が10名を超えることがございます。よって、今回新たに更新して車を入れかえるために債務負担行為を出させていただいた時点での、バスを小さくする、乗客数を少なくするというようなことは必要がないというふうに判断いたしました。と申しますのも、定員を小さくすることで乗れない方が出てしまう可能性があり、利用者さんの利便性に支障が出るということで、こういう判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 14人乗りのバスが適している、もしくは足りないかもしれない、もっと多くの人に乗るかもしれないということなんですけれども、今後、例えば内回りの10人乗りのバスを14人乗りにかえるだとか、それか、バスをもう1台増便するだとかの考えはあるかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 峯山議員のご質疑に答えさせていただきます。

実際、今、外回りの14人乗りバスは常に10人を超えるというのではなくって、乗り降りがございますので、マックス10人から13人乗ることもございます。もう1台の10人乗りのバスも、運転手を含めて10人なんですけど、現時点で毎日乗降者数を集計をとっております。それを見ますと10人という人数か、もしくはそれ以下におさまっている状況でございます。

今後、議員のおっしゃるとおりに町民の生活スタイルも変わってくるということも想定されますので、これからは乗降者人数をしっかりと集計をすることで、それが果たして必要かどうかということは今後検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 7番花嶋です。議案52号 令和元年度一般会計補正予算（第3号）について質疑します。

9ページ、幼児教育・保育無償化について内容を詳しく説明してください。

15ページ、障害福祉サービス事業の補助費、補装具給付金の内訳について詳しくご説明ください。

19ページ、児童クラブ消防設備点検業務委託の場所と内容を詳しくご説明してください。

27ページ、布川地区コミュニティセンタートイレ改修工事の詳細をご説明してください。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、花嶋議員のご質疑にお答えいたします。

9ページ、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金230万7,000円の増額補正に係る幼児教育・保育無償化についての詳細をとのご質問ですが、この補正はことし10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴い、それに係る例規整備や新しい教育・保育の認定、副食費徴収減免決定等、必要な事務が新たに発生しているため、無償化の実施に必要な事務費や時間外手当等の人件費等に要する経費に対し、国庫より全額、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業補助金として交付されることに伴い、増額補正するものです。

それでは、幼児教育・保育無償化についてご説明させていただきます。

国の幼児教育・保育の無償化として、10月1日から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちと、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世

帯の子供たちの利用者負担額、保育料ですが、これが無償化されます。また、保育の必要性の認定を受け、認可外保育施設を利用している方についても無償化の対象となります。

なお、施設から実費として徴収されている費用、延長保育費、通園送迎費、給食費、行事費等については無償化の対象外です。

9月現在、利根町では、1号認定、保育の必要性の認定を受けない満3歳以上の就学前の子供たちは91名、2号認定、保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子供は108名、計199名の児童が子供のための教育・保育に係る認定を受け、施設を利用しておりますが、こちらの児童全員が無償化対象となります。また、3号認定、保育の必要性の認定を受ける3歳未満の子供61名中、住民税非課税世帯の児童12名が無償化対象となります。

また、2号認定につきましては、今までの利用者負担額に、おかず、おやつ等の副食費が含まれていましたが、10月から無償化となる利用者負担額には副食費は含まれません。利用者負担額としてのお支払いはなくなりますが、主食、副食の給食費をまとめて利用施設にお支払いいただくこととなります。

ただし、年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の児童につきましては副食費が免除されます。

ゼロ歳から2歳の3号認定の児童は、幼児教育・保育無償化が市町村民税非課税世帯の場合に限定されるため、給食費の変更はありません。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えいたします。

障害福祉サービス事業の扶助費、補装具給付金の内訳はどのこととございますが、一応種類としまして代表的なものなんですが、車椅子とか義肢、義手とか義足のことでですね。また、上下肢装具や歩行器、補聴器や盲人安全つえ、あと、義眼、歩行器などがございます。

給付金はあくまでご本人からの申請により給付されるもので、当初予算におきましては、過去3年の申請状況や支給実績を参考に、車椅子とか、そういった義肢、装具補助金などの申請を予測しまして、本年通して230万1,000円を計上させていただいております。

それで、今回の補正でございますが、大きな要因としましては、まず、1名の障害をお持ちのお子様の親から7月上旬に、日常生活や身体等の変化に合わせた装具の高額な申請がございました。それが一つと、また、大人の方なんですが、やはり高額な義足の申請があったことから前半に多額の経費がかかってしまったため、あくまで今回の補正は今後の見込み額として274万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 19ページ、放課後児童対策事業の児童クラブ消防設

備点検委託について、場所と内容についての説明ですが、消防設備の設置場所は、布川小学校児童クラブ教室と文間小学校児童クラブ教室の2カ所に設置してあります。この児童クラブ教室は、消防法令上、用途はその他の事業所となり、収容人員が児童の人数に加えて通常勤務している支援員と、さらに、夏休みの臨時で雇う補助員もふえ、全体の人数が50名以上となったため、非常警報設備の設置が必要であると消防署から昨年指導されまして、今年度設置いたしました。

非常警報設備とは、火災の発生、またはその状況を建物内の者に知らせ、初期消火活動への従事、避難等を円滑に行わせるための設備です。火災を発見した人が押しボタンを押すことによって表示灯が点灯し、非常ベルを鳴動させて知らせます。この非常警報設備の点検に関しましては、機器の専門業者に委託しなければ点検ができないため点検業務委託費を計上したものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、花嶋議員の質問にお答えします。

布川地区コミュニティセンターのトイレ改修工事の詳細ということでございます。こちらのほうの主な工事の内容としてお話しさせていただきますと、布川地区コミュニティセンターの1階から3階までの女子の和式トイレ5カ所をウォシュレット付きの洋式トイレに改修、また、既存の男子及び女子等の洋式トイレ7カ所をウォシュレットに交換をする工事でございます。

それで、こちらの工事なんですけれども、当初予算で230万1,000円ということで計上しておりました。この工事を発注するに当たりまして再度積算をしたところ、経費の計上に誤りがあったことがわかりましたので、今回の補正で88万9,000円を増額補正ということにしたものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 2回目の質疑します。

幼児教育・保育無償化なんですけど、これ一時預かりとか病児保育事業に対しても無償化になるのかということと、最後、コミュニティセンターのトイレですか、これセンターのトイレの構造というのを、配管の構造の、どうなっているのか。これはコミュニティセンターも避難所になっていて、災害時に例えば水を、電気とかとまっちゃうんで、ポンプが動かないんで、水を入れるようなタンク式だったらいいかなと思って、その便器ですかね、どういうものを使うのか教えてください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 一時預かりに関しましては無償化の対象となります。それから病児保育ですが、園に通っていない子が使う場合は無償化の対象となります。

以上です。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、花嶋議員の質問にお答えします。

現在のコミュニティセンターのトイレにつきましては、たしかフラッシュバルブって直結になったトイレという形でうたっているかと思えます。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第52号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案について可決されました。

暫時休憩とします。

再開を2時35分とします。

午後2時21分休憩

午後2時35分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第53号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を許します。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、議案第53号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

ページ、15ページの節15工事請負費148万5,000円の減額補正で、国保診療所の雨漏りの補修工事。雨漏りしているのに工事をしなくてもそのままにしといて、補正で148万5,000円で直しますよって取っておきながら、来年度の大規模改修工事と一緒にすると。そこで、大規模改造で全部直すんだってというような説明なんだけれども、本当に雨漏りをしてんのにそのままにしておいて、翌年の今度大規模改造でやるんだというようなことなだけ

ども、本当にそれで大丈夫なのかどうか、心配だから質問しているんだけどもいかがですか。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

今年度計上しました雨漏り補修工事はサッシの目地等の雨漏り補修で、ふだんの雨では雨漏りいたしません。台風等の横からの暴風雨のときだけ窓のサッシ等の目地から雨が侵入するものでございます。当初は、今年度、サッシの目地等の雨漏り補修だけを実施する予定でしたが、外壁のタイルの破損、クラック、これはひび割れなんですけれども、鉄筋のむき出しになっている箇所があり、また、平成30年度建物調査において改修が必要と指摘された箇所で、建物本体部分でもあることから、早目に修繕したほうがよいと判断し、来年度、大規模改修を実施しようと計画を前倒ししたものです。

今回、雨漏り補修改修工事と大規模改修をすると足場の組み立てを2回組み立てをすることになりますので、仮設経費が重複してしまうことから、本年度雨漏り補修工事を来年度の大規模改修工事の中に組み入れ、一緒に実施したほうがより効率的に施工できるものとし、今年度、雨漏り補修工事を減額したものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の説明だと普通の雨では雨漏りしないんだよと、それで風か何かが巻き起こしていたときには中に入るかもわかんないけれども、ただ、2回足場を組むどうのこうのじゃなくて、当初でも組んでいる自体からおかしいんじゃないですか、これ。そういう、大丈夫ですかって言うんだったら、この当初で184万5,000円なんて組む必要なかったでしょ、大規模やるつつうの目に見えていれば。私はそう思いますよ。どうですか。

○議長（船川京子君） 直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 石井議員のご指摘のとおり、雨漏り改修ということで当初予算、なぜ大規模改修にする、変更にするかということであったときに、タイルの破損自体が建物の全体の割合で30%破損、クラック、割れが入っていますので、そういうことであれば大規模改修に組み替えしたほうが、より効果的な改修工事ができると思ひまして今回計上いたしております。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 同じページなんですけれども、備品購入費、ホルター記録器、これ心電図検査用のやつなんだろうけれども、これ長期間で心電はかるものなのかどうなの

か。その辺ちょっと、この機器の用途ですね、それについて説明してください。

○議長（船川京子君） 直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の質問にお答えいたします。

医療器、機械器具費のホルター記録器につきましては、ホルター心電図を記録するもので、携帯型の小型記録器で心電図を24時間にわたって記録するものでございます。普通の心電図は記録時間が短いため、症状のあらわれのない状態や不整脈、心電図の異常などの異常波形の記録することができません。そこで、寝ている間いつ起きるかわからない心電図変化を記録する方法として、不整脈の種類やその重症度、また狭心症などの診断に役立ちます。

保健所にあるホルター記録器は1台でおおむね6年とされている耐用年数なんですけれども、平成22年度に購入して大幅に時間が過ぎておりますので、今回壊れたのは、基盤等が故障してしまい、部分修理してもほかの部品がまた故障してしまう恐れがあることから、今回新規に購入するものであります。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第53号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案について可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第54号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

ページは、6ページに当たるんですけども、この前、この地方債補正等についてもち

よつと説明があつて、地震対策とか何とかということでもって説明があつたかと思うんですが、近年というか、ここ数年、ちょこちょこ、ちょこちょこ、この霞ヶ浦流域下水道の建設負担金が出てくるんだよね。何か、どういう施設内の、あの中の施設の補修なんだろうけれども、一体どこをどういう形でもって改修してんのか。ちょっとその辺、地震対策も含めたところで教えてください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 井原議員のご質問にお答えいたします。

6 ページで、歳出で、款 1 下水道費、目 1 公共下水道系事業費、節 19 負補交で霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金についてご説明いたします。

今年度の国の公共事業関係費は、消費税率変動対策や、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施するための臨時特別の措置等によって大幅増となっており、国の予算を最大限活用し、老朽化した流域下水道施設の計画的な改築や近年の大規模災害を踏まえた地震対策等を前倒しして事業を行うことになったため、負担金を増額するものでございます。

今年度の霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金は、利根町が916万6,000円、龍ヶ崎市が5,435万6,000円、牛久市が4,625万6,000円、河内町717万6,000円、稲敷市649万8,000円、つくば市1億3,530万9,000円になっております。

また、事業内容ですが、22の事業を行っており、処理場、ポンプ場、管渠の工事並びに委託を行っておりまして、改築等の工事等を行っております。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第54号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案について可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第55号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第55号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案について可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第10、議案第56号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第56号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案について可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第57号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第57号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（船川京子君） 日程第12，議案第58号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第58号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第13，議案第59号 平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第19，議案第65号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

この件については，9月5日の本会議において決算審査特別委員会に付託しておりますので，審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

新井邦弘決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（新井邦弘君） それでは，命によりまして，決算審査特別委員会に付託された議案についての審査経過について，会議規則第77条の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は令和元年9月5日本会議において設置され，議案第59号 平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第65号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7議案について付託されたものです。

決算審査特別委員会は9月17日から9月20日まで4日間，委員10名出席のもと開催し，町長を初め各課長及び担当職員の出席を求め，慎重なる審査を行いました。

付託された議案全て原案どおり可決，認定すべきものと決定いたしました。

ただし，議案第62号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件においては，峯山委員から反対の討論があり，また，石井委員からは賛成の討論が出ました。表決の結果は，賛成が8票，反対が1票でした。それ以外の議案については全会一致でございます。

なお、審査の詳細につきましては、全議員が委員会に出席しているため割愛させていただきます。

以上によりご報告申し上げます。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員が委員のため省略いたします。

それでは、議案第59号 平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第59号 平成30年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第59号は認定と決定しました。

○議長（船川京子君） 次に、議案第60号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第60号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第60号は認定と決定しました。

○議長（船川京子君） 次に、議案第61号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第61号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第61号は認定と決定しました。

○議長（船川京子君） 次に、議案第62号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

[1 番峯山典明君登壇]

○1 番（峯山典明君） 1 番峯山典明です。議案第62号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について反対の立場で述べさせていただきます。

先日の一般質問において、町長を初め執行部の方たちは、今現在この町営霊園事業で基金が2億円近くあることについて、今後、管理費等の値下げ等、還付金などを考えるということでしたので、今後については期待しております。

しかし、平成30年度に関しては、その2億円近い基金が果たして本当に住民の皆さんに正しく還元されているのかどうか、そして正しく有効活用されているのかどうか、そこが私は反対する理由として述べさせていただきます。よりよい基金の有効活用、そして住民の皆さんにより還元される形で基金は使っていただきたく思います。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

5 番石井公一郎議員。

[5 番石井公一郎君登壇]

○5 番（石井公一郎君） 議案第62号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定の件で賛成です。

それで、基金が2億円あると、私の一般質問で2億円あるので管理料をもう少し引き下げることでもう必要じゃないかというような質問をして、町長は前向きに検討しますというような答弁だったので、私はこの議案について賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第62号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第62号は認定と決定しました。

○議長（船川京子君） 次に、議案第63号 平成30年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第63号 平成30年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第63号は認定と決定しました。

○議長（船川京子君） 次に、議案第64号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第64号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第64号は認定に決定しました。

○議長（船川京子君） 次に、議案第65号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第65号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第65号は認定に決定しました。

○議長（船川京子君） 日程第20、議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を許します。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命について質疑をいたしたいと思います。

この議案内容を見ますと、教育長にこの方は適任だと判断したというか、その言葉がないんですね。私は、この方が利根町の教育者としてふさわしいと、そういう町長の言葉が私は欲しいと思います。ですから、それをまず町長の口から考え方を、まず述べていただきたいと思います。

それから、前教育長が突然辞めてしまった。総務課長のほうからは、令和元年7月1日付で杉山英彦教育長の退任式とお見送りについてというようなことで、業務に支障がなければご参集くださいと、これは職員各位というようなことでの通知が議員のほうにも回ってきたんですね。7月10日午前9時、役場第1階イベントホールということでお見送り場所ということで指定されてきました。私も実はこのお見送りに参加いたしました。議員3名でしたかね、来ていたかと思います。我々が教育長としてふさわしいということで議会で選任した方が、ある日突然辞められて教育行政がストップしてしまったと、これは何事なんだということですよ。いろいろ、体の調子が悪いんだとか何とか言われましたけれども、退任式での前教育長の姿は実に元気で伸び伸びとしていたようにも、私、見ております。そういうことで、こういう事態が発生しないような、そういう教育長をぜひ町長宣言していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つね。これは以前の話なんだけれども、この本会議開催時に教育長が不在だということも起きております。本会議に出席を求められた場合は、はっきり言って本人死亡以外は、幾ら家族で不幸があっても何でも、この会議の開催中は、議会の開催中は必ず出席するというのがルールですから、ひとつそういうことのないような人選をしていただきたい。町長の口から、ぜひその辺についてのお言葉をいただきたいというふうに思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それでは、井原正光議員のご質問にお答えをいたします。

教育長に適任だと判断し選任したと思うが、なぜ適任者だと思ったのか、そのわけを説明していただきたいとのご質問でございますが、海老澤氏は長く教職につき、幅広い経歴があり、豊富な経験を積んでおります。当町の教育行政においては、県南教育事務所より指導主事として5年間指導室で執行し、室長として強いリーダーシップを発揮されました。また、利根中学校の校長を3年間務め、当町の教育行政にご尽力いただいたところがございます。当町に在籍した期間中は町職員からも非常に親しまれ、人望も厚い方であると聞

いているとともに、定年後に勤務していた県南教育事務所の県南いじめ・体罰解消サポートセンターでは、これまでに築き上げた教育行政の経験を生かし、児童生徒、保護者、教職員から多くの教育相談を受け、親身に対応していたと聞いております。ご本人から提出された教育長として任命された際の抱負では、どの子ども生かし、どの子ども伸ばすという理念のもと、子供たち一人一人が夢や希望に向かい、努力し、豊かな自己実現を図る教育を推進したいと考えており、当町の教育行政を推進する上で、的確に課題を捉え、事業を実施していくことができるものと考えております。これらのことから、海老澤氏は当町の教育行政トップとしての資質、能力を十分に備え、教育長に適任と判断し、任命したく提案したものであります。

なお、教育長任命に当たり、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第3項に規定する失格事由の有無について調査し、いずれも該当しないことを確認しております。

元の教育長が急に辞めた理由でしたっけ、あと。あれは6月の後半、突然私のとこへ来て体の調子が悪いと、これは内緒にしてほしいんですけどもということなんで公表はできませんが、重大な体に、これ以上この職務を続けていると重大な病気になってしまうということでお話があり、そのときに総務課長も呼んで3人で話して、それでは途中だけでも仕方がないということで、業務の途中で人を見つけるというのは非常に大変でした。そんな中で辞められるって聞いたときは、ガーンと私たちもしたんですが、何とかそれを乗り切って、県に連絡したり、人脈をたどって行っていろいろな人、町の人も聞いてみました。でも、断られ、断られて、利根町に関係のある人ということで、また、いじめ対策にも力を入れている人ってことで今回この人選になりました。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今後は議案に出すとき町長が人選するような、こういう重要な案件については、そういった経歴ばかりじゃなくて町長の考え方も議案の中に書いていただければいいかなと。こういう人物だから任せられる人だよというようなことを書いていただければ、私は、いいというふうに思っています。

今回なられるであろう海老澤氏、私もよく存じ上げております。人物、人格、問題ないというふうに私も思っておりますので、期待したいと思えます。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

9番五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 五十嵐辰雄でございます。私は、海老澤 勤氏について教育長として最適任ですから、賛成の立場で討論をいたします。

まず、教職員の実務につきましては、最初の小学校勤務から茨城県教育委員会から利根町教育委員会に派遣になり、指導室長を5年間在職しました。続いて、利根中学校校長等を歴任しました。このようなことから、利根町の教育についてはよく熟知しております。続いて、県南教育事務所に勤務になり、専門的業務のいじめ問題に取り組みました。利根町の在職期間におかれましては、教育に誠心誠意情熱を打ち込んで学校づくりに取り組みました。教育長としては、小学校及び中学校の教職の経験、さらに指導室長、県南教育事務所等、教育行政の全般について豊富な経験があります。

任命された際の抱負を先ほど町長もおっしゃいましたけれども、次のように語っております。小学校、中学校の適正規模、適正配置を考慮し、教育環境づくりを推進したいと考えています。次に、生涯学習分野においても力を入れるというわけでございます。利根町の教育行政の一番の課題は、先般小学校、中学校統合でございます。この答申が出ております。これについては新教育長の手腕に期待し、スピード感を持って計画どおり進められると期待をしております。

以上で、賛成の討論でございます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 一言、賛成の立場で討論させていただきます。

これまでの教育長、伊藤教育長、さらに杉山教育長と、任期が大分少なく終わってしまいました。特に杉山教育長に関しましては、校長職を2年ほどおいて、辞退して教育長になりました。ああ、この教育長はよほど教育長として手腕を発揮したいんだな、私は期待をしておりました。しかしながら、残念なことに短命の教育長で終わってしまいました。またさらに、ここで海老澤、新たな教育長の方がこの利根町に来てくださいます。前から私も知っておりますので安心いたしました。これからの利根町の教育行政をしっかりとやっていただくように、私は大いに期待している一人でございますので、賛成でございます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。私は、この教育長選出の議案に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

参考資料にもありますように、海老澤さんは長らく利根町の指導室長を務められ、その後も利根中学校の校長を初め取手市の小学校でも校長をされておりました。また、退職後

も県南教育事務所において先月まで教職員の指導をされておりました。このような経歴を見ましても、利根町の教育長の職務を行う上で必要な職務経験、そして知識を持ち合わせているという方であるというふうに思っております。

教育長の重要な職務には教職員の重要な人事があります。海老澤さんの教育者としての経験からすれば相当な人脈も想像でき、教育熱心な、また能力のある素晴らしい先生方を利根町に連れてきていただけないかと期待をすることでございます。

また、7月から教育長が欠員となり、これから教職員の人事が始まろうとする時期になっておりますが、町でも大急ぎで教育長の候補者を、人選をしたことと思っております。海老澤さんは、そのような急遽のお願いにもかかわらず、教育事務所の職を辞してまで教育長の職を引き受けていただいた方でありますので、今後、利根町が抱えるさまざまな教育課題に対しても、積極的に、また意欲的に取り組んでいただけるものと思っております。

私も、この議案が配付されてから、海老澤さんを知る教育関係の方にどのような方なのかを伺うことができました。悪く言う方は皆無で、そのほとんどが大変教育熱心な優秀な方であるとのお答えでございました。

私は、以上のことを踏まえ、海老澤さんは利根町の教育長にふさわしい方であると確信いたしましたので、海老澤さんの教育長任命の議案に賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第66号 利根町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は、原案について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案について同意することに決定しました。

ここで、ただいま教育長の任命に同意された海老澤 勤氏から発言を求められておりますので、これを許します。

○教育長（海老澤 勤君） ただいま利根町議会において、教育長にご承認をいただきました海老澤 勤です。

利根町には、教育委員会指導室に5年、その後、利根中学校で3年お世話になりました。特に利根中学校の3年間は、エネルギーあふれる中学生の文武両道の姿、感動、感激の連続でありました。その後、取手市内の小学校2校を経て定年を迎え、先月まで土浦市の県南教育事務所いじめ・体罰解消サポートセンターというところで、小中学生、高校生、教職員、保護者、地域の方々、県南14市町村のさまざまな相談に年間約1,000件、教育相談員2名の1人として相談業務に当たってまいりました。

学校現場並びに教育行政のこれまでの経験を生かして、微力ではございますが、利根町発展のため誠心誠意努力する所存です。つきましては、町議会の先生方並びに町当局の職員の皆様、ご指導、ご鞭撻、どうぞよろしくお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第21、陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書を議題とします。

本件は、9月5日の本会議において総務産業建設常任委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

井原正光総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員会委員長井原正光君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（井原正光君） それでは、報告いたします。

総務産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

当委員会は、令和元年9月5日託されました陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書について慎重に審査した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条1項の規定により報告をいたします。

次に、審査の内容、結果について申し上げます。

当委員会は、2019年9月12日議会会議室において、午後3時45分、総務産業建設常任委員会を開会いたしました。出席委員は全員です。また、説明者として行政側から川上企画課長、永田係長、財政課から大越財政課長補佐、木村係長の出席を求めました。

まず、行政側から過疎地域自立促進特別措置法と経過の過去の過疎3法の概要について説明があり、質疑に入りました。委員からは、これまでの過疎債の借入状況、また、将来の償還状況について、また、過疎債における事業の成果等について質疑がありました。これに対し行政側から、住民福祉の向上、地域格差の是正等が図られているというような答弁がございました。

当委員会といたしましては、今後、利根町が進展する中で、まち・ひと・しごと創生の好循環に確立し、自立促進を図る上で、新たな過疎対策法の立法化が必要との結論に至り、全会一致で採択となりました。

以上、ご報告をいたします。

令和元年9月26日、総務産業建設常任委員会委員長井原正光。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、採択することに反対する議員の発言を許します。

次に、採択することに賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから陳情第9号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての陳情書を採決します。

本件は、報告のとおり採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、陳情第9号は採択することに決定しました。

○議長（船川京子君） 日程第22、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付した所管・所掌事務調査の事項について、閉会中における継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、井原議員の質疑に対し、補足説明を求められておりますので、これを許します。

桜井住民課長。

○住民課長（桜井保夫君） 午前中の井原議員からの質疑の中で、資料がないために答弁をしておりませんでしたマイナンバーカードの期限が迫った方への対応について、ご説明いたします。

期限が残り3カ月になった時点で、国から更新のお願いの通知が各人全員に届くようになります。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の質疑に対しての説明をさせていただきます。

同じく午前中の議案第51号ですか、消費税率及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整備の中で、ウェルネス大学との賃貸借契約の使用料等についての変更はないのかというご質問でございましたが、土地については消費税かかりませんので、変更はないということでご説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 補足説明が終わりました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

○町長（佐々木喜章君） 令和元年第3回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

9月5日から本日までの22日間にわたり行われました今定例会もここに全日程を終了し、閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には、平成30年度の決算認定など、合計21件の案件をご提案しましたところ、慎重なるご審議をいただきました結果、全て原案どおり可決並びにご承認をいただきましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の期間中9月9日から12日まで行われた一般質問や議案審議の過程において、議員の皆様からいただきましたご意見やご提言などにつきましては、今後の町政運営の参考とさせていただきたいと思っております。

今定例会の冒頭でも申し上げましたように、10月19日に町政懇談会を開催いたします。議員の皆様におかれましても、ご参加くださるようお願いいたします。

まもなく10月ということで、本年度も折り返し地点に差しかわかろうとしております。後半におきましても、大きな事業や来年度に向けた予算編成など、さまざまな事務事業が予定されております。引き続き職員ともども気を引き締めながら、一つ一つの事業を着実に実施していきたいと考えております。

議員各位におかれましても、ますますご自愛され、さらなる町の発展のために町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。議会定例会の閉会に当たり挨拶とさせていただきます。

22日間、大変ご苦勞さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和元年第3回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和元年第4回定例会は、令和元年12月3日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 石 井 公 一 郎

署 名 議 員 石 山 肖 子